名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年10月30日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第106号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則(平成9年名古屋市規則第114号)の一部を次のように改正する。

別表第1 1公営住宅の表中

Γ

筒井荘	東区筒井一丁目	中層	4 階建	平成12年度	15
		耐火	(併存)		
			5 階建	平成10年度	25
		高層	6 階建	平成10年度	29
		耐火			
東芳野荘	東区芳野一丁目・二	高層	9 階建	昭和43年度	258
	丁目	耐火			

を

╛

```
Γ
  筒井荘
        東区筒井一丁目
                     中層
                         4 階建
                              平成12年度
                                      15
                     耐火
                         (併存)
                         5 階建
                              平成10年度
                                          に
                                      25
                     高層
                         6 階建
                              平成10年度
                                      29
                     耐火
                                         改め、同表六郷荘の項中
                 Γ
                   北区山田二丁目
  北区山田西町3丁目
                を
                               に改める。
 別表第1 3コミュニティ住宅の表大曽根北シティ住宅の項中
Γ
             Γ
              北区山田三丁目
                          に改め、同表山田西シティ住宅
  北区山田町
           を
の項中
Γ
                   北区山田二丁目
  北区山田西町3丁目
                を
                              に改める。
               \rfloor
```

附則

この規則は、令和7年11月1日から施行する。